外国人・移民の国民編入 ~在日コリアンの社会的移動から考える~

Thinking about the Integration Policy in Japan for Foreign Citizens : From the view point of social movement about "Zainiti Korean".

佐々木 てる

Key words: Zainiti Korean, Integration Policy, Citizenship

The purpose of this study, referring to the experiences of Zainiti Koreans is to consider a Japanese-style immigration policies. With particular attention to the social mobility of that Koreans, to reveal whether they were how to win a position as a "citizen". I have analyzed this point from three aspects of the rights, nationality and identity.

Koreans are a people and their descendants who came to Japan during the colonial period. They have become the current Japanese citizen. They have acquired civil rights, social rights in Japan. They are asking the political right now. Their rights acquisition would say the vertical movement. The vertical movement can be said that the improvement of social status. Recently, many Zainiti Koreans came to naturalization. This I say with the horizontal movement of social status. Horizontal movement is the acquisition of member qualification. They have won the status of immigrants in Japan.

Their identities are now complicated and cannot be simply understood. They are because even in Korean, nor Japanese, but marginal existence. For this reason, they often worry about their own identity. Some people, in some cases strategically to select the identity. Sometimes it determined the identity by the system in reverse. This situation, we call the "identification". This identification is important in considering the foreign-immigration policy of Japan in the future. This is because the people of the category is made by social institutions.

Immigration policy of the future, if consult the experience of Zainiti Koreans, would need to make to think this identification, rights and the nationality aspect of.

はじめに

本稿の目的は外国人・移民の国民編入を射程におき、戦後日本の在日コリアンの経験から日本型の移民政策を模索するものである¹。またここでは特に在日コリアンの「社会的移動」に注目し、「国民」になることを単なる制度的な側面ではなく、「市民」としての地位を獲得する点から考えていく。

まず「社会的移動」とは、一般的には「垂直移動」のことであり「社会・経済的尺度の 上下移動」を指す。すなわち「財政や所得が増大したり、地位が上昇したりすること」ま たその「逆方向にすすむ」ことである。しかしながら、本稿では「所得や地位」の垂直的 な移動も含むが、同時「身分」の「水平的な移動」も射程に入れている。近代的な国民国 家の成立とともに、市民社会が成立しそこでは身分(階級)による差別が是正された。も ちろん女性や子供、さらに奴隷の地位は差別的なものであったが、歴史的には権利は拡張 されてきたといえるだろう。また国民以外のもの(=異邦人、外国人)の地位も当該国家 においては差別的であるものの、その地位や身分は歴史的に徐々に安定したものになって いる。また外国籍者であっても、その個人が所属する国家に戻れば、「市民」という地位を 享受できる。すなわち国家の成員資格たる「国籍(もしくは市民権)」の保持は、内外の成 員をわける基準であり、機能だといえる。これに対し国籍の取得(naturalization)とは国 家間の「水平移動」に他ならず、それは他国(籍)の人間であったが、自国に編入される という承認の儀式を通じて行われるものといえる。これは同時に、当該所属国家と権利– 義務関係が後天的に成立するということになり、近代国家においては権利の保障主体が明 確になるという意味も含まれる。

さて本稿で対象とする日本においても、この近代的な成員資格の原理は当然有効である。 1952年、帝国日本から「民主国家」日本に移行して以来、地政学的な意味での日本領土に いる「外国籍者」、特に「旧植民地地域出身の朝鮮人」の多くは「外国人」と呼ばれその社 会的地位は不安定なものであった。しかしながら 60 年以上がたち、現代においてはその地 位や身分もかなり変化が起こっている。それは制度的にも社会的にも同様である。すなわ ち現代の在日コリアンおよびコリア系日本人²はいまや「日本社会の構成員」、欧米的に言 えば「市民 citizen」となっている。なによりグローバリゼーションを背景とした人の移動 により、多くの「外国籍者」が来日しており、その対比から考えれば彼らは現実的には「移 民」として扱われているのは間違いない。そのため日本社会における「外国人/移民研究」 の前提とはまさしく在日コリアン研究が中心となるだろう。

このことを前提として、本稿では「外国人」から「市民」に至る過程を①制度的な側面 (国家による権利保障、すなわちハードな側面の整備)、②アイデンティティの側面(ここ では在日コリアンのエスニック、もしくはナショナルなアイデンティティの変化)の二つ の面から分析していく。それらの作業を通じて、「国民(=市民)」になるという、もしく はその地位を獲得することの現時代的な意味を明らかにしてく。

1 身分と権利:制度論的視点から

在日コリアンの社会的移動の歴史は、権利獲得による垂直的な身分移動の歴史が中心で あった。その意味でシティズンシップという視点はその在日コリアンの権利の歴史を分析 するのに有効な手段といえるだろう。ただし日本のシティズンシップの議論は、外国籍者 の「権利」取得といった「垂直移動」が中心であり、あまり「国籍」変更といった「垂直・ 水平移動」は注目されてこなかった。そのためここでは、権利としてのシティズンシップ と国籍としてのシティズンシップの両面から在日コリアンの歴史的な身分移動を概観する。

1.1 シティズンシップの視点から

日本におけるシティズンシップ論は主にその権利保障の視点から、欧米の先行研究を下 地として発展してきた。その代表的なものとして駒井(1999)の「段階的市民権」論、近 藤(2001)の「永住市民権(三つの承認ルール)」論、小井土(2003)の「移民政策の重層 的境界構造」論、樽本(2006)の「HKTモデル」論など、外国人(移民)権利の重層性を 扱った議論がある。共通していえることは、「日本人/外国人」の二項対立から脱し、その 地位や身分を入国の経緯や滞在期間などの様々な視点から捉え直し、権利付与モデルを再 構築するというものである 3。ただしこれらの視点は権利を付与する側からの理論的枠組み といえ、これらの議論が成立する社会的背景や、個々のライフステージなどは射程の外に ある。さてこれらのモデルが背景としている社会的経緯は、権利を獲得する主体からは「権 利獲得運動」の歴史ととらえることができ、その歴史的段階はマーシャル的な用語を使用 すれば「市民的権利」「社会的権利」の獲得、そして「政治的権利」への運動と捉えること ができるだろう。この権利拡張の図式を在日コリアンの権利問題に照らして考えれば、ま ず日本における「市民的権利」の獲得、もしくは保障とは「管理」される存在ではなく、 彼らが生活者として存在することを認知されること、すなわち一般日本人のライフコース と同様の生活を歩むことができる最低限の保障といえるだろう。すなわち教育を受けるこ と、就職できること、結婚できることなどが含まれるだろう。特に在日コリアンの場合、 民族教育をめぐる問題や、就職(日立就職差別裁判)をめぐる問題などがあった。また制 度からは少しずれるが、民族的な壁により恋愛・結婚が阻まれたことなどは周知のことで ある。外国人が権利の享受主体であるかは、比較的早い時期に決着はついているものの、 どのような権利が保障されるのかという点では、1970年代後半から 80年代初頭にかけて 徐々に整備されてきたといえる。例えば、社会保障と中心とする「自活できる権利」、すな わち「社会的・経済的な権利」の保障は主に 1970 年代に行われた。この点は田中がすでに 詳細にまとめているが、国際人権規約(1979)、難民条約(1981)の批准を境に「公的住宅 関連の四法の国籍要件の撤廃」「国民年金法及び児童手当3法の国籍条項の削除」などが行 われた(田中2014:18-19)4。

いずれにせよ 1980 年代には外国籍者への社会保障の門戸が開かれ、その帰結は 1991 年 の旧植民地出身者およびその子孫が対象の特別永住制度に向かっていく。同時に「政治的 権利」に向かう運動が活発化され、地方選挙権獲得に向けた運動が展開される。そもそも 政治に参加するということは「政治的表現の自由、政党結成・加盟の自由、選挙権・被選 挙権、請願権、国民投票権が保障される」ということに他ならず、地方選挙権とは限られ た権利であるといっていいだろう。この地方選挙権は 1993 年 6 月 29 日に大阪地裁、1995 年 2 月 28 日に最高裁判決で棄却された。その理由は「国民」とは国籍保持者をさし、「住 民」とはそれを前提としていること、「定住者」は国籍を保持していないので「住民」とは 認められないことであった。しかし「地方選挙権」が与えられていないからといってそれ が違憲ではないことが確認され、「控えめながら、「外国人」の地方選挙権が法律改正によ り可能であるとシグナルを発した点で、本件判決は画期的なものである」との指摘もうけ ている(近藤 1996: 235)。

1.2 身分移動と国籍の変更

1990 年代以降は政治的権利に向けた運動の時期であると同時に、「包括的な市民権 full citizenship」 としての国籍取得も活発になった時期でもある。実際 1990 年代はこの背景 をまとめておくと、次の四点が指摘できる。

第一に 1991 年に特別永住権が保障されたことにより、社会的身分が安定したことにある と思われる。すなわち「様々な差別的待遇から逃れる」ための国籍取得(垂直移動のため) は心理的抵抗があるが、身分の水平移動のための国籍取得は心理的に抵抗が少なくなると 思われる。

第二に在日コリアン社会においても1990年以前は国籍取得=民族の裏切りという言説が 中心あったものの、1990年代には民族的な意識を持ったまま積極的に日本国籍を取得する という言説も登場する。すなわちエスニシティに対する多様なとらえ方が徐々に可能にな ってきたこともあるだろう。実際「民族差別と闘う」というスローガンは、1990年代にお いては「多文化共生」といった看板に塗り替えられていく。

第三にその背景として、グローバリゼーションの進行とともに日本社会にニューカマー が増大したことが指摘できる。すなわち「外国人/日本人」という二項対立では多様な出 自の人々を認識できない社会が到来した点が大きいといえるだろう。実際帰化行政を運用 する側においても、監査の対象はすでにニューカマーが中心となっており、日本社会で生 まれ育った在日コリアンに対して「偽装結婚」「反政治的な活動」といった理由で、帰化申 請を却下すること自体がほぼあり得ない時代となっていることも大きいであろう。すなわ ち帰化行政の緩和(サービス行政化)が在日コリアンの国籍取得を促進させる要因の一つ として考えられる。

第四に政治的な問題として、地方選挙権運動の行き詰まりと同時に、国籍を取得するこ とで日本の政治に積極的関与することが可能だという考えも登場する。この動きは 2000 年 代に入り「地方選挙権つぶし」と揶揄されるようになる。実際、国会の答弁では地方選挙 権に変わりに国籍取得を勧めることについての答弁も行われた。

こうした国籍としてのシティズンシップは「国籍取得権」すなわち特別永住者に届け出 のみで国籍取得ができるようにすすめる制度の導入に向かったが、権利としてのシティズ ンシップと同様に歩みを停めている。その背景にはリーマンショック以後の停滞する景気 を背景に、日本社会全体が保守化していることが原因に挙げられるだろう。むしろ昨今で は新人種主義者のヘイトスピーチが注目を集めているように、逆風が吹いていると思われ る。

しかしながらこの国籍制度への問いは、重国籍制度の可能性も含めた、(制度的な)多重 所属、身分保障が可能かどうかという問いにつながっている。そもそもアイデンティティ 自体がすでに多層的であるのは常に指摘されているところであり、それにあわせた複数集 団への所属を可能にすることは積極的に議論されるべきであろう。この点は後に再度振り 返ることにするが、いずれにせよ徐々に政治的な権利を含め、所属集団への紐帯をどのレ ベルで測るのか、そしてそのための心理的、物理的、制度的な社会統合政策は可能かとう 問いに真剣に向き合わなくてはならない時代が到来している。そのためには身分証という 物理的な(目に見える)「道具」の効用、効果をなんらかの形で測定することも必要になる が、ここではとりあえずそれらの道具の持つ機能をまとめておくにとどめる。

1.3 アイデンティフィケーションの現在

制度、もしくはそれを具体化するモノ、すなわち身分証といったものは、逆に人間の存 在を既定するものでもある。在日コリアンが「外国人登録証」「再入国許可証」を持つとい うことは、国民という存在の希少性もしくは、それとの乖離を証明する道具となっている。 逆にそれらの身分証さえ「持てない」(範囲を広げれば「選挙人名簿」に名前がない)とい うことは、存在自体の否定と同様の意味を持ちはじめる。その意味で、身分証の取得は象 徴的な意味で、身分の水平・垂直移動を表すものである。

こういった視点は昨今では、アイデンティフィケーションの研究として注目をあつめて いる 5。例えば、トーピーはフーコーが近代的な監視のメカニズムが、どのような「目的」 のもと生じたかを国家による社会の「掌握」という視点から考えている。そこでは、構成 員を個人として、そして全体として「包囲し」「補足する」手段としての身分証(もしくは その制度)が分析される(トーピー2008:18)。すなわち、国家によるアイデンティティ(= 身分)の付与であり、制度によって「誰か」が作り出されるという発想である。これらの いわば制度論的構築主義の視点からみれば、在日コリアンにとっての権利や国籍、身分証 明書は、国家が彼らの存在自体を生みだし、囲い込むための道具といえる。もちろん国家 側からすれば、国民を掌握し、社会秩序を維持するための手段といえる。

視点を変えれば、現代において制度を創り出すことは、自らの存在を新しく規定し直す ことになる。つまり複数国籍の承認や、出生地主義の導入、政治的権利の保障などは国民 内部の多様性や、国民/外国人の間の多様性を承認することになるわけである。もちろん これに対し不安を抱く保守層の抵抗もあるが、それでもグローバリゼーションとナショナ リズムの相克を昇華するための現実的な方法として現在進んでいることは間違いないだろ う。いわばアイデンティフィケーションの逆機能が進行しつつある。いずれにせよ、シテ ィズンシップの付与は単に身分を安定させるだけでなく、個人を集団の中で位置づけ、同 時に個人が集団に同定していく作用ももたらす。

2 社会的身分の移動とアイデンティティ

制度的な個人の社会的位置づけは個人を外部から既定し国民/外国人を作り上げていく が、同時に身分移動によって主観的な意味での認識変化をもたらすことはこれまでの研究 で指摘されてきた。これはいわゆるエスニックもしくは民族的なアイデンティティとして、 分析されてきた。ここでは個人の認識、自己定義の視点にたって身分移動とアイデンティ ティの変化について考えてみたい。

2.1 民族的アイデンティティの多様性

伝統的な在日コリアン研究においては、常にそのアイデンティティのありかや志向性が 問いの中心になってきた。いくつか代表的な理念系を紹介すれば原尻(1989)「日本定住在 日コリアンのアイデンティ

ティの動態性」、福岡 (1991) 「「在日」若者世代のアイデ ンティティ構築の分類枠組 み」、山脇 (2000)「在日コ リアンのアイデンティティ に関する分類枠組み」、佐々 木 (2006)「コリア系日本 人のアイデンティティ構築 の分類枠組み」などが指摘 できる (図 1~4)。 図1 日本定住コリアンのアイデンティティの動態性(原尻 1989:95)

増↑ 広義の在日朝鮮人				
⑧自由人、国際人、その他↑				
⑧ 帰	⑤帰化者I 大韓民国系 日本人 ↓ ④	①韓国人 ↓	大韓民国国民	
	 ⑥/帰化者II 朝鮮半島系 日本人 十 	③祖国の「朝鮮人」	祖国の朝鮮人	
	⑦帰化者Ⅲ 北朝鮮系 日本人	②北朝鮮人 ↓	朝鲜民主主義/ 民共和国国民	
	⑧帰化者Ⅳ「日本人」	③自由人、国際人、 ⑤/倍化者I 大韓民国系 日本人 ⑥/倍化者II 1 ⑦/倍化者II 前鮮半島系 日本人 人 ⑦/倍化者III 北朝鮮系	⑨自由人、国際人、その他↑ ③/増化者1 大韓民国系 日本人 (①/指化者11 朝鮮半島系 日本人 日本人 (○//指化者11 1 (⑦///前鮮半島系 日本人 (○////////////////////////////////////	

図2 「在日」若者世代のアイデンティティ 構築の分類枠組み(福岡 1991:89)

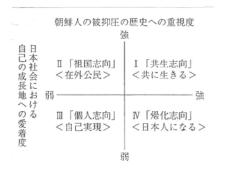
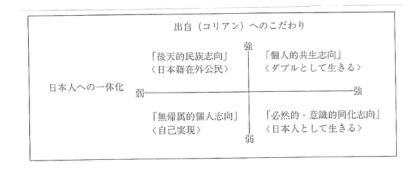


図3 在日コリアンのアイデンティティ に関する分類枠組み(山脇 2000:132)

	類型	民族	国家	社会
1	日本社会志向 I	+	+	+
2	同胞社会志向	+	+	-
3	日本社会志向Ⅱ	+	-	+
4	国際社会志向 I	+	-	-
5	日本社会志向Ⅲ	-	-	+
6	国際社会志向Ⅱ	-	-	-
7	×	-	+	+
8	×	-	+	_

図 4 コリア系日本人のアイデンティティ 構築の分類枠組み(佐々木 2006:111)



ここで注視したいのは、その理念型の 内容ではなく分類方法の多様性である。 そしてこれらの分類は在日コリアンの志 向性を広く把握するのには役立つが、同 時に個々のライフコースにおける社会的 移動や、それにともなう主観的な意味付 けの変化には対応することは難しい。も ちろんどの水準で「把握する」ことが必 要なのか、社会科学の客観性と理念型の 妥当性は何か、と問うまでもなくモデル 自体の有効性は周知のことであろう。た だそこから「こぼれ落ちるもの」の重要 性もまた、これらのモデル化の作業を行 うことで、さらに際だってしまうことも ある。そのためむしろ個々のアイデンテ ィティよりも、集団としての「民族性」



K J	Ⅰ 顕在──分離	Ⅱ 潜在──分離	□□ 、 潜在──結合	
Ⅰ 顕在一分離	①多元主義	(9) P	 ② J による 分離の忍従 	④ (穏健な /抵抗を伴 う)分 離
Ⅱ 潜在—分離	Р	A ASS S I	I N G	
	③Kによる 分離の忍従	N G	⑥「すれ違い」	⑦KがJへ 同 化
Ⅳ 顕在 一 結合	⑤ (抵抗を 伴う/穏健 な)分 離		⑧JがKへ 同 化	10多民族コ ミュニティ

(注) K:在日韓国·朝鮮人社会, J:日本人社会。

に注目した研究もある。例えば谷(2002)は「民族関係」に注目し、集団同士の結合や分離が織りなす、関係性をモデル化している(図5)。

上記のような問題をクリアにするためには、徹底的にアイデンティティが複数化してい るということを述べるか、もう一つはアイデンティティという自己定義から視点を変え、 先に述べたようなアイデンティフィケーションから捉え直す視点があるだろう。

2.2 身分移動とアイデンティティの複数性

アイデンティティ自体を複数のものからなるという視点は、以前から存在している。例 えば竹田は「アイデンティティというものは結局自分の自由にならないもの」としている。 「それは生活しているうちに向こうから自ずとやってくる。アイデンティティを確立する、 などというのは奇妙なことだ、それはただ、自分のうちで確認するほかしようのないもの なのである」(竹田 1995:279)。竹田自身は三つの名前、すなわち在日朝鮮人としての戸籍 名「妻」、日本での通名「中田」、ペンネームの「竹田」を持っており、複数のアイデンテ ィティの可能性を示している。このようなアインデンティティの複数性、そして社会的身 分の時間的な変化を考慮にいれて、個人への「名付け」や個人の「名乗り」を分析するこ とは難しいが、そのような多様性に対応する理念型もある程度構築可能である。例えば、 表1はある華人の多様なアイデンティティを表したものである 6。また表2は、多様なコリ アンアイデンティティの可能性を示している(柏崎 2007:216)。

	対他的				対自的
	行政	近所	友人	家族	
幼少時代	中国 (台湾)	韓国人	中国人	韓国·中国人	中国人・韓国人
小学校時代	中国 (台湾)	中国人	中国人	中国人	中国人
中学校時代	中国 (台湾)	中国人	中国人	中国人	中国人
帰化時	日本	中国人	華僑(人)	中国人	中国人・華人
大学時代	日本	中国人	華僑・華人	中国人	華人(混血)
現在	日本	中国人	華人	中国人	華人(混血)

表1 ある華人のエスニック (ナショナル)・アイデンティティの複数性

表2 多様なコリアンアイデンティティの可能性

	「従来型」	民族名を取	パラムの会	
	在日コリアン	り戻す会	N/ X0/ Z	
国籍	韓国・朝鮮	日本	多くは日本	
名前	コリアン	コリアン	多様(コリアン、日本名、複合)	
アイデンティティ	コリアン	コリアン	定義せず(コリアンを含むが、 カテゴリー化を否定)	

これらの表を考慮にいれるならば、すでにエスニック・アイデンティティは単一のもの として設定するのは困難であり、状況に応じて他者定義や自己表出の可能性が変化するこ とがわかる。特に表1は時間によってその自己提示が変化していることがわかる。例えば 行政によって保障される身分は、自己のアイデンティティの一部ともいえる。同時にアイ ンデンティティを定義しない、むしろカテゴリー化を否定する可能性があることも表 2 で は示唆されている。この点は例えば Brubaker (2004)のカテゴリーによらない「エスニシ ティ性」(=ethnicity without groups)の概念に近いといえる。

2.3 アイデンティフィケーションの側面

次に複数のアイデンティティを保持することは、同時にアイデンティフィケーションの 利用を内包している。すなわち国籍や、身分証による自己定義は逆に生活戦略としての自 己提示に結びつく。歴史的にみれば、在日コリアンは「朝鮮人(帝国臣民/外地人)」→「朝 鮮人(外国人)」→「朝鮮人/韓国人(外国人/協定永住者)」→「朝鮮人/韓国人/北朝 鮮・人(外国人/特別永住者)」といった具合にアイデンティフィケイトされてきた。しか し個人はその時々によって適応した自己提示を行うことも可能といえる。すなわちアイデ ンティフィケーションの使い分けである。例えば人によって自己定義は、在日韓国朝鮮人 /在日韓国人/在日韓国人/永住者/外国人などそれぞれ違うし、また時々 によって変化する。

さらにジェンダーや階級(階層)などの要素も加わればさらに複雑になってくるだろう。 複雑な複数のアイデンティティ(アイデンティフィケーション)は様々な悲喜劇を生じさ せることもある。分けがたいアイデンティティを無理矢理引きはがされることもある。例 えば高史明はその著書『闇を喰む』で、共産党員としてのアイデンティティと朝鮮人とし てのアイデンティティのどちらかを選ばされるという状況を描いている。1960年代の階級 問題と民族問題がクロスする象徴的なシーンである。共産党員であった主人公に向かって それまで共に闘ってきた、党の仲間から突然次のような言葉が発せられるのである。「……。 しかし、これが中央の決定だということだけは確かだと言える。朝鮮人は党を離れるか、 それとも朝鮮人であることを止めるか、そのどちらかを選ばせるようにというのが、中央 からの指示として来ているだ」。それに対して、あなたは「日本人」を止めるか、「党員」 をやめるかと言われてすぐに止められるのかと、主人公は問う。ここでは自己のアイデン ティティの複雑さと、外部から押しつけられるアイデンティフィケーションの暴力性も同 時に考えることができるだろう。

まとめ ~日本型の移民政策への模索~

バウマンはグローバリゼーションによって生じる移動者を「旅行者」と「放浪者」とわ け、前者をグローバルな世界が「魅力的」だからこそ移動する人々であり、後者をローカ ルな世界が我慢できないほど不愉快だからこそ移動すると指摘する。そして、「資本や金融 消費や情報の自由移動に対して」は障壁を取り除こうという圧力と、「心身ともに根無し草 となった人びとの移動を妨げるための新しい堀と壁」、すなわち「移民法や国籍」を設けよ うとする圧力は結託し進行しているとする(バウマン 2010:131-132)。現在の日本への国際 的な人口移動はまさしくその両極、すなわち「旅行者」と「放浪者」共に流入している。 そしてグローバルな人の移動、世界的な人口増加、そして日本社会の人口減少などのバラ ンスを考えれば、日本という空間にやってきた人々への対応は、これまで以上に慎重、か つ大胆に将来を見据えたものでなくてはならない。

バウマンの指摘を社会状況に照らせば、「グローバルな志向性」と同時に、「ナショナル なものへの回帰」がその表裏一体の現象として生じている。ナショナルなものへの回帰自 体には是非はないものの、それが「他者」への排除と結びつく現象には歯止めが必要とい える。昨今の新人種主義、そしてヘイトスピーチは単なる保守の反動でなく、戦後日本が 植民地期の政策を自省的に振り返ってこなかったことにも起因しているといえるだろう (佐々木 2013)。その意味では今後の外国人/移民政策は将来に向けた国民の創出と共に、 植民地の社会的状況の徹底した分析が必要であることはいうまでもない。

そのため現在日本で進められている多文化共生への議論や取り組みの歩みを止めること なく、同時に本稿で振り返ってきたような在日コリアンの経験を積極的に取り入れた政策 が必要になってくるといえる。それは端的に言えば、「外国人から移民」として受け入れる ための、個々の人のライフコースそして社会的移動を見据えた政策といえるだろう。例え ば、制度面では「権利としての国籍取得」「複数国籍の容認」「出生地主義の一部導入」な どが考えられるだろう。またライフコースに即して徐々に編入していく社会システムを考 えるならば、「出生」による国民編入、「留学」「就職」「永住」からの国民編入、「短期労働」 「就職」「永住」を経ての国民編入など、生活実態にあわせた在留資格のスムーズな移行や、 国籍付与などが考えられる。いずれにせよ、戦後 70 年近く経て蓄積された、実質的な日本 社会の移民である在日コリアンの経験を生かした制度設計が望まれる。

注

- 1 本稿は2014年2月9日、長崎大学における『東アジア共生プロジェクト国際シンポジ ウム』での報告「在日コリアンの身分と社会移動」をもとにしている。
- 2 ここでは「特別永住者」を中心とした、旧植民地出身者およびその子孫を在日コリアンとよぶ。ただし日本国籍を取得した在日コリアンについては、特に「コリア系日本人」として区別して呼ぶことにする。概念的には在日コリアンが上位概念になる。当然この用語は道具的な定義に過ぎず、構築主義的にとらえれば様々な呼称が成立するのはいうまでもないだろう。
- 3 近年の日本のシティズンシップ論のまとめについては佐々木(2014)を参照。
- 4 ただし田中によれば「国籍条項削除に関して、必要な経過措置を設けなかったため、在 日コリアンの高齢者、障害者はいまだ無年金のまま放置されている」(田中 2014:18)
- 5 このあたりの研究については、陳・佐々木・小森・近藤編著の『越境とアイデンティフ ィケーション』を参照してほしい。なおその視点から日本の戸籍制度をあつかったもの としては、David Chapman、Karl Jakob Krogness 編の"Japan's household registration system: koseki, identification and documentation." (Routledge, 2014) がある。
- 6 佐々木(2001)の博士論文で扱った聞き取り対象者のアイデンティティの複数性を表に 表したものである。

〔日本語文献〕

福岡安則, 1993, 『在日韓国・朝鮮人』中央公論社.

原尻英樹, 1997, 『日本定住コリアンの日常と生活』明石書店.

柏崎千佳子,2007,「韓国籍・朝鮮籍をもたずに「コリアン」であること」『ディアスポラ としてのコリアン』新幹社.

小井土彰宏編著,2003,『移民政策の国際比較』明石書店.

近藤敦, 1996,『外国人参政権と国籍』明石書店.

――― 2001,『外国人の人権と市民権』明石書店.

駒井洋, 1999, 『日本の外国人移民』明石書店.

高史明, 1997, 『闇を喰む』 角川文庫.

佐々木てる,2003,『博士論文 「日本人になる」ということ ~日本国籍取得者の視点か ら~』筑波大学大学院.

---, 2006, 『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店.

------, 2013,「近代日本の人種差別と植民地政策」駒井洋/小林真生『レイシズム 外国人嫌悪』明石書店.

竹田青嗣, 1995, 『〈在日〉という根拠』ちくま書房.

田中宏, 2014,「新来外国人に対して在日コリアンの経験が持つ意味」『移民政策研究 第6号』移民政策学会:8-24.

樽本英樹, 2007,「国際移民と市民権の 社会理論-ナショナルな枠と国際環境の視角から」 『社会学評論』57(4):708-26.

陳天璽・近藤敦・小森宏美・佐々木てる編,2012,『越境とアイデンティフィケーション』 新曜社.

山脇啓造,2000,「在日コリアンのアインデンティティ分類枠組みに関する試論」『明治大 学社会科学研究紀要』38(2):125-141.

〔欧米語文献〕

John Torpey, 1999, "The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State", Cambridge Studies in Law and Society. (=2008、藤川隆男訳『パスポートの 発明 監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版会)

Zygmunt Bauman, 1998, "Globalization: The Human Consequences"Polity Press. (=2010、澤田眞治・中井愛子訳『グローバリゼーション 人間への影響』NTT 出版)

David Chapman, Karl Jakob Krogness 2014 Japan's household registration system: koseki, identification and documentation. Routledge.

T.H. Marshall, T.B. Bottomore, 1950, "Citizenship and Social Class", Pluto Press. (=1993、岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会階級』法律文化社)

W.R.Brubaker 2004 Ethnicity without group, Harvard.

(SASAKI, Teru/青森大学)